

所得税法第56条見直しを求める意見書

中小業者、農業者は地域経済の担い手として営業を続けている。その経営を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、必要経費に算入しないこととする所得税法第56条の規定により、税法上は原則として必要経費として認められていない。

所得税法第56条は戦前の封建的な家族制度の名残であるといわれているが、事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族従業者の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、独立するための住宅ローンも組めず、社会的にも経済的にも自立しにくい状況になっている。こうした状況は後継者不足にも影響している。

所得税法第57条では、特例として青色申告を税務署長から承認を受ければ、給料を経費にすることができるが、戦後生まれが大半を占めるようになり、家族関係も大きく変化し、納税者意識も大幅に変化してきた。

世界の主要国では、業者二世や配偶者に支払う対価は必要経費として控除が認められている。「全国業者青年実態調査」でも業者二世の6割以上が事業継承を望んでおり、事業の担い手である青年の働き分を正当に認めてほしいという声が上がっている。

深谷市の中小業者、農業者の皆さんやその家族が安心して家業を継続していくためにも、家族従業者の働き分を必要経費として認め、それを妨げている所得税法第56条の廃止を求める要求は切実な問題である。

よって、国においては、所得税法第56条を見直しするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

深谷市議会議長 仲 田 稔

衆 議 院 議 長	横 路 孝 弘 様
参 議 院 議 長	西 岡 武 夫 様
内 閣 総 理 大 臣	菅 直 人 様
財 務 大 臣	野 田 佳 彦 様